

清瀬市社会福祉協議会 嘱託職員 募集要項

募集職種	一般事務・専門員等
受験資格	次の全てに該当する方 ① 普通自動車運転免許をお持ちの方（業務で車を使用します、AT限定可） ② パソコンの基本操作ができる方 ※ 社会福祉士もしくは地域支援経験があれば望ましい。 ※ ただし、以下のいずれかに該当する方は、受験できません。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることのなくなるまでのもの。</p><p>イ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を、暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したものの。</p></div>
採用人数	若干名
採用予定日	令和8年4月1日以降（応相談）
勤務条件	嘱託職員（契約期間 令和9年3月31日まで） ※年度単位契約・更新制の為
勤務時間	月曜日～金曜日（原則、年末年始及び国民の祝日を除く。） ※3～5日勤務、応相談。 8時30分～17時15分 実働7時間45分（休憩1時間） ※行事等の都合により土、日曜、祝日に勤務を要する場合あり。 ※配属先により勤務時間が異なる場合があります。
本給	月額 219,000円（別途、資格手当 月額39,000円） 賞与 年間4.85ヶ月（令和7年度実績） 通勤手当別途支給（本会規程による） ※資格手当は、社会福祉士を有する方
休暇	年次有給休暇（4月採用20日付与）
社会保険	協会けんぽ 厚生年金 労災保険 雇用保険
福利厚生	福利厚生センター加入、退職金あり（勤続1年以上、規程による）
勤務場所	清瀬市社会福祉協議会（清瀬市下清戸 1-212-4 清瀬市コミュニティプラザ 2階） きよせボランティア・市民活動センター（清瀬市上清戸 2-6-10） 清瀬市障害者福祉センター（清瀬市上清戸 1-16-62） のいずれか ※配属先は、採用後に決定します。

業務内容等	社会福祉関連の広報・企画・調査研究、ボランティア・市民活動団体等の連絡調整、権利擁護センター業務（地域福祉権利擁護事業、成年後見支援）、地域包括支援センター業務（ケアプラン作成、各種相談対応）、地域福祉推進のための各種業務、障害者（児）支援業務、総務、経理 等 ※必要に応じて部署異動あり
申込方法	所定の申込書に資格証明書（登録書）の写しを添付し、清瀬市社会福祉協議会へ持参または郵送してください。 郵送する場合は、「嘱託職員採用試験申込書在中」と朱書きしてください。
申込締切	令和8年3月31日（火）17時まで（必着）
試験日	申込者に追ってご連絡します。
試験場所	清瀬市社会福祉協議会 （清瀬市下清戸 1-212-4 清瀬市コミュニティプラザ2階）
試験内容	小論文試験、面接試験 ※小論文試験は、下記課題について400字詰め原稿用紙2～3枚で考えを述べてください。制限時間は60分です。 「社会福祉協議会職員として大切にしていきたいこと」について
採用者決定	試験終了後数日
その他	(1)原則として提出された書類はお返しいたしません。 (2)申込書の記載に不正がある場合は、採用資格を失う場合があります。 (3)申込書の記載事項等に変更が生じた場合は直ちに下記へご連絡ください。

募集についてのお問合せ

社会福祉法人 清瀬市社会福祉協議会 採用担当
〒204-0011 清瀬市下清戸一丁目 212-4
（清瀬市コミュニティプラザひまわり2階）
電話 042-495-5333